

これからマイナンバーカード申請を希望される方へ

マイナンバーカード（個人番号カード）の申請について

泉区和泉町第五次地区の住居表示実施に伴い、皆様の住所の表記が10月17日に変わります。そのため、すでに送付されている、**通知カードに付いていたマイナンバーカードの交付申請書は、使用できなくなります。**

これから申請を希望される方は、**10月17日以降**に、2～3ページ目の注意事項等や記載例をご確認の上、申請方法に沿って申請していただきますようお願いいたします。

なお、**マイナンバーカードの申請は任意です。**

10月17日以降にマイナンバーカードを申請される**予定のない方は**、通知カードの裏面に新住所を書き加える必要がありますので、**平成28年10月17日以降**に、泉区戸籍課登録担当にお越しく下さい。なお、住居表示実施日直後にお越しになる場合は、大変な窓口混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しく下さい。

マイナンバーカードの申請方法

①通知カードに付いていた交付申請書の破棄

通知カードに付いていた交付申請書は使用できません。個人情報が含まれておりますので、裁断して破棄してください。

②今回、同封した白紙の交付申請書に記載

3ページ目の記載例を参考に同封した白紙の交付申請書に記載してください。

③申請先に送付

通知カードに同封されている封筒がある場合はその封筒をご利用ください。封筒が無い場合は、ご自分で封筒を用意していただき、2ページ目に記載されている「申請書の送り先」に普通郵便で送付してください。

④マイナンバーカード交付通知書（案内ハガキ）の受取

区役所から交付通知書が届きます。マイナンバーカードの受取方法は、交付通知書に案内しております。事前予約をして受け取ってください。

↓通知カード

↑通知カードに付いていた交付申請書

泉区戸籍課へ裏書申請

破棄してください

<マイナンバーカード申請に関する問い合わせ先>

横浜市マイナンバー制度コールセンター

電話：0120 (045) 505 FAX：045 (664) 5917

(平成28.12.28まで)

<住居表示実施に関する問い合わせ先>

横浜市役所市民局窓口サービス課住居表示担当

電話：045 (671) 2320

申請書記載時の注意事項

申請書の住所欄は新しい住所の表記（和泉中央北）で記載してください。

申請書に記入漏れや記載ミスがあった場合は受取までに時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

申請書の送り先

〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター 宛

申請書が不足した場合

泉区戸籍課で白紙の交付申請書を受取るか、同封した申請書のコピーをしていただくか、本市ホームページから申請書をダウンロードしていただきますようお願いいたします。

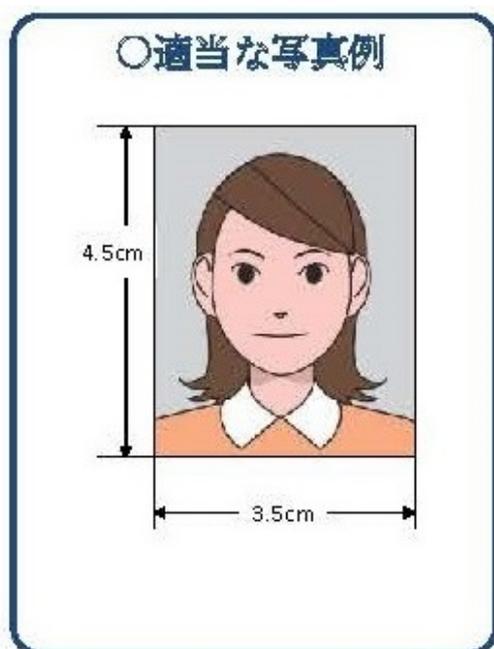
URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/madoguchi/jyukyo/jisitiku/jisshi-h28/>

写真の規格等

指定の規格を満たした写真を申請書に添付してください。

【写真規格】

- ・最近6カ月以内に撮影されたもの
- ・無帽、正面、無背景で撮影されたもの
- ・申請者本人のみの平常時の顔であるもの
- ・サングラスなどで顔が隠れていないもの
- ・小さすぎず、顔の輪郭が全て収まっているもの
- ・縦4.5cm×横3.5cm（ふちなし）
- ・鮮明に撮影されたものであること
- ・傷や汚れの無いもの
- ・顔や背景に影が無いもの



記載例

個人番号は、必ず記入してください。

外国人住民の区分は、以下を記入してください。

- ・ 中长期在留者
- ・ 特別永住者
- ・ 一時庇護許可者
- ・ 仮滞在許可者
- ・ 出生による経過滞在者
- ・ 国籍喪失による経過滞在者

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

横浜市泉区 (地方公共団体情報システム機構 宛)		長宛	
個人番号※1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		
氏名*	番号 花子		
神奈川県横浜市泉区和泉中央北〇丁目△番□号			
* 平成元年3月31日	性別*	女	
電話番号※2	9 8 7 - 6 5 4 - 3 2 1 0		外国人住民の区分
点字※3	点字表記を希望する (最大11文字まで、濁点等は1文字) <input checked="" type="checkbox"/>		在留期間等満了日の有無
点字表記			在留期間等満了日

日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

顔写真貼付欄
最近6ヶ月以内に撮無帽、正面、無背景を貼付してください。
写真サイズ
縦4.5cm×横3.5cm
※貼付する写真の裏は、氏名、生年月日した上、貼付してください。

在留カード等に在留期間の満了の日が記載されている方は、「有」と記入してください。

申請者本人が記入してください。

在留カード等に記載の在留期間の満了の日を記入してください。

申請日 平成28年10月17日

申請者氏名(自署) 番号 花子

発行を希望しない電子証明書がある場合、を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

15歳未満の方、成年被後見人の方が個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係をご記入ください。

代理人	ふりがな	印	本人との関係
	代理人氏名(自署)		
	(電話番号※:)		
	ある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。		
	ついて、個人番号カード及び電子証明書は、住民票に記載の情報で発行されます。 (必ず個人番号カード及び電子証明書が発行されないこともありますので、ご注意ください。)		
	連絡先		

申請者が15歳未満の方、成年被後見人の方の場合は、代理人欄記載欄に法定代理人が記入してください。

質問集

Q 1. 通知カードとは、どのようなカードですか。

A 1. 平成 27 年 10 月 5 日に住民票があった全ての方を対象として、平成 27 年 11 月から 12 月の間に世帯主あてで送付している紙製（薄緑色）のカードです。このカードには、個人番号（マイナンバー）・氏名・住所・生年月日・性別などが記載されています。詳しくは、1 ページの通知カードのイメージ図をご参照ください。

Q 2. すでにマイナンバーカードを持っている。どうすればよいか。

A 2. 泉区役所戸籍課登録担当で新しい住所を書き加える手続きをしてください。交付時に設定した暗証番号が必要となります。

Q 3. すでにマイナンバーカードを申請中で、10 月 14 日までに取り行く予定だが、どうすればよいか。

A 3. 旧住所が記載されたカードが交付されます。10 月 17 日以降に泉区戸籍課登録担当で新住所を書き加える手続きをお願いします。

Q 4. すでにマイナンバーカードを申請中で 10 月 17 日以降に受取を予定しているが、どうすればよいか。

A 4. 旧住所が記載されたままカードが交付されます。交付後に泉区戸籍課登録担当で新住所を書き加える手続きをお願いします。

Q 5. すでにマイナンバーカードを申請中だが、当初から券面に新住所が記載されたカードがほしい場合は、どうすればよいか。（旧住所の履歴は不要）

A 5. 泉区戸籍課でマイナンバーカードの交付の取消し（電話でも受け付け可能（☎045（800）2345））を行ってください。10 月 17 日以降に、今回、同封した、白紙の交付申請書を記載していただき、2 ページの「申請書の送り先」へ普通郵便で送付してください。

Q 6. パソコンやスマートフォン等で申請をする予定だが、どうすればよいか。

A 6. パソコン等で申請する際は、10 月 17 日以降に泉区役所戸籍課で「**新しい申請書 ID が記載された個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書**」を受け取って申請してください。

上記の交付申請書を受け取る際は、本人確認資料（顔写真付きの公的証明書等の場合は 1 点、顔写真無しの証明書等の場合は 2 点）が必要となります。

(例)・顔写真付きの公的証明書等：運転免許証、パスポート等

・顔写真無しの証明書等：健康保険証、年金手帳等